

青色申告者のための

令和6年分

青色申告決算・申告無料相談会のご案内

対象

岡山商工会議所管内の小規模事業者(個人事業者)および岡山東青色申告会会員

但し、以下の方は対象外です。

- (1)税理士関与の方
- (2)白色申告の方
- (3)前年分の所得金額(専従者給与、青申特別控除前)が300万円を超える方
- (4)消費税の課税事業者である場合は、基準期間(前々年)の課税売上が3,000万円を超える方
- (5)農業収入のある方(青色申告会会員は除く)

日時

令和7年1月28日(火)～3月14日(金)のうち14日間 → 9:00～12:00 13:00～16:00
ただし1/28(火)、2/12(水)、2/25(火)、3/11(火)は → 13:00～16:00 ※裏面の日程をご確認ください。

★完全予約制 (1事業所1時間)

場 所 岡山商工会議所 4階

相談内容 決算書・申告書の作成指導

相談料 無料 相談対応 税理士

申込方法 裏面の「申込書」にご記入の上、FAXでお申し込みください。

持参物 決算書・確定申告書(令和4・5年分の控)、青申関係諸帳簿や月別総括表(集計したもの)、各種控除を受けるために必要な証明書類等、筆記用具、計算機、「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から送付された方のみ)、マイナンバーのわかるもの

その他

- 令和4年分の課税売上が1,000万円を超える方や、令和5年1月1日～6月30日の課税売上が1,000万円を超える方(課税売上に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。)、課税事業者を選択された方は、消費税の申告が必要です。
- 免税事業者からインボイス発行事業者になった方も、消費税の申告が必要です。
- 相談日時が決まりましたら、電話・FAX・メール いずれかの方法でお知らせいたします。ご希望に添えないこともありますので、予めご了承ください。
- 開催日までの状況変化により相談会を取りやめることもありますので、ご了解ください。
- 個人情報取扱の関係により決算・申告書の受領は出来ませんので、税務署への提出は各自でお願いします。
- 岡山東青色申告会(商工会議所ビル2階)での相談を希望される方は直接青申会(TEL 086-233-3223)へご予約ください。毎年大変混み合いますので、青申会会員の方はまずは青申会での相談をご検討ください。
- 待ち時間が発生することがあります。予めご了承ください。

お問い合わせは
こちらまで

TEL 086-232-2266 FAX 086-232-5269

岡山商工会議所 中小企業支援部 経営支援グループ
岡山市北区厚生町3-1-15

《令和6年分決算・申告相談会 日程》

令和7年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1 元日	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13 成人の日	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28 △	29	30	31	

令和7年2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7 ○	8
9	10	11 建国記念の日 △	12	13	14 ○	15
16	17	18 □	19	20	21	22
23 天皇誕生日	24 振替休日	25 △	26 ○	27	28 ○	

令和7年3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 □	5 ○	6	7 ○	8
9	10	11 △	12 ○	13	14 ○	15
16	17	18	19	20 春分の日	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

会計ソフト プルーリターンAをお使いの方は→
○の日程を選択してください

○ 9:00~12:00、13:00~16:00

1事業所1時間

□ 9:00~12:00、13:00~16:00

※時間が限られているため
書類を整理してお越し
ください。

△ 13:00~16:00

本相談会の対象事業者であることを
確認しましたので、申し込みます。
チェック✓を入れてください →

FAX 086-232-5269

岡山商工会議所 経営支援グループ 行

ご希望日時 第3希望まで ご記入ください	希望 ①	
	希望 ②	
	希望 ③	

☆確定後、日時をご連絡します。☆複数のご予約はお受けできません。

フリガナ 事業所名			
連絡先	〒		
	TEL	FAX	
	メールアドレス		
フリガナ 代表者名		フリガナ 相談者名	
事業内容			
従業員数	常用 人 専従者 人	消費税申告	有 (初めて/初めてではない) (本則/簡易/2割特例) 無
記帳方法	会計ソフト	ソフト名	※インターネットの 環境はありません 手書き
所 属	岡山商工会議所会員 青色申告会会員 (東・西) いずれにも所属していない 青申会へ提出 (青申会から電子送信) される方は、会費とは別に申告相談料が発生します。		

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用します。

※会議所記入欄

相談日時		連絡日 /	受付No
申告書	未提出 / 提出 (本人 / 東青申会)	T F M	